

【 7 】

氏名	直木孝次郎 なお き こう じ ろう
学位の種類	文学博士
学位記番号	論文博第43号
学位授与の日付	昭和44年5月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	日本古代兵制史の研究

論文調査委員 (主査) 教授 赤松俊秀 教授 小葉田 淳 教授 佐伯 富

論文内容の要旨

この論文は、ほぼ5世紀から7世紀後半の律令制成立までの大和朝廷の兵制を研究の対象とする。著者は、この時代の主要な軍事組織をそれぞれ個別に考察し、その歴史的な性格を明らかにする。考察の対象にあげられたのは、(1) 大伴連と軍事的伴 (2) 来目直と来目部 (3) 鞆負 (4) 門号氏族 (5) 舍人 (6) 物部連と物部 (7) 隼人 (8) 国造軍 (9) 馬と騎兵である。著者は、この時期に強大な古代専制国家の基礎が成立したのは、その過程において大和朝廷が持っていた軍事組織がそれに深く干与していたこと、兵制は古代であってもそれを掌握する支配者の政治的要求のみによって成立し得るものではなく、支配者の要求に応じて軍隊を供給する社会があって始めて成立するとの見解に立って、政治・社会の両面から研究を進める。

各個別の研究成果は、紙幅上の関係からここに紹介し得ないが、著者が多年従事している古代氏族・官職についての個別研究の成果が随処に活用され、簡潔な叙述のうちに古代兵制の推移が浮きぼりにされている。著者によると、5世紀末から6世紀初頭にかけての皇位継承の紛争によって、天皇直属の軍事力の価値が認識され、舍人軍・隼人・国造軍が成立・支配が強化されたのを始め、兵制に顕著な変化が生じたが、6世紀末以降における兵制の変化によって、天皇が兵権のすべてを掌握する動きが顕著となり、それを完成したのが7世紀末に成立した律令制であった。

論文審査の結果の要旨

日本古代史の研究において、兵制が重要な対象であるにもかかわらず、最近までその成果として見るべきものが乏しかった。その原因は種々あげられるが、古代史研究に必ず附随する史料不足と、歴史研究全般にかかわるものとしては、政治史研究における軍事組織の評価が従来不当に低かったことがあげられる。著者はその点に深く留意し、史料の検討においても多くの成果を既に発表しているが、軍事組織の評価が改めて問題となっているのにかんがみ、律令制国家組織成立の前史ともいうべきものを、兵制の面で

明らかにしようとしたのがこの論文である。所論は簡潔であるが創見に富むことは前記のごとくである。今後の研究に寄与するところ大なるものがある。なお今後著者の精進に期待したいのは同時代の大陸諸国の兵制との比較・影響の有無の検討である。

この論文は以上述べた主旨により文学博士の学位を授与されるべきものと認める。